

「割当量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令案」等の概要

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第34条第2項の申請（算定割当量の振替の申請）について定めた「割当量口座簿の運営等に関する省令」第5条に、下記の日までに申請を行わなければならない旨、追加する。

- 償却を目的とする申請である場合は平成27年10月19日
- 他の締約国に存在する口座への振替を目的とする申請である場合は平成27年11月9日

なお、上記の日については、同条に規定する、又は環境大臣及び経済産業大臣が定める告示に委任して規定することとする。